「最良執行方針」新旧対照表

（下線部変更）

（新）	（旧）
最良執行方針 2024年1月1日 CHEER証券株式会社 この最良執行方針は、金融商品取引法第４０条の２第１項の規定に従い、お客様にとって最良の取引の条件で執行するための方針及び方法を定めたものです。 当社では、お客様から国内の金融商品取引所市場に上場されている有価証券の注文を受託した際は、以下の方針に従い執行いたします。 １．対象となる有価証券 東京証券取引所に上場されている株券、新株予約権証券、ＥＴＦ（株価指数連動型投資信託受益証券）及びＲＥＩＴ（不動産投資信託の投資証券）等で、金融商品取引法施行令第１６条の６に規定される「上場株券等」のうち、当社が取扱い銘柄として選定したものといたします。 なお、当社においてはフェニックス銘柄である株券及び新株予約権付社債券等、金融商品取引法第６７条の１８第４号に規定される「取扱有価証券」はお取扱いしておりません。 ２．最良の取引の条件で執行するための方法 当社では、上場株券等に係る取引に関して、委託注文および店頭取引注文を取り扱っております。 当社においては、最良の取引の条件として、最も有利な価格で執行すること以外のお客様の利益となる事項を主として考慮するため、お客様からいただいた上場株券等に係る委託注文は、当該上場株券等が複数の金融商品取引所市場に上場（重複上場）されている場合であっても、すべて東京証券取引所に取り次ぎます。 なお、ＰＴＳ（私設取引システム）への取次ぎは行っておりません。 (1)当社は、お客様から委託注文を受託いたしましたら、東京証券取引所の取引参加者又は会員のうち、当社が注文の取次ぎについて契約を締結している者を経由して、	**最良執行方針** 2022年7月19日 CHEER証券株式会社 この最良執行方針は、金融商品取引法第４０条の２第１項の規定に従い、お客様にとって最良の取引の条件で執行するための方針及び方法を定めたものです。 当社では、お客様から国内の金融商品取引所市場に上場されている有価証券の注文を受託した際は、以下の方針に従い執行いたします。 １．対象となる有価証券 東京証券取引所に上場されている株券、新株予約権証券、ＥＴＦ（株価指数連動型投資信託受益証券）及びＲＥＩＴ（不動産投資信託の投資証券）等で、金融商品取引法施行令第１６条の６に規定される「上場株券等」のうち、当社が取扱い銘柄として選定したものといたします。 ２．最良の取引の条件で執行するための方法 当社においては、お客様からいただいた上場株券等に係る委託注文に対し、当該上場株券等が複数の金融商品取引所市場に上場（重複上場）されている場合であっても、すべて東京証券取引所に取り次ぎます。 当社は、お客様から委託注文を受託いたしましたら、東京証券取引所の取引参加者又は会員のうち、当社が注文の取次ぎについて契約を締結している者を経由して、速

速やかに東京証券取引所に取り次ぎます。 (2)東京証券取引所の売買立会時間外に受注した委託注文については、東京証券取引所における売買立会の注文受付が再開された後に取り次ぎます。 ３．当該方法を選択する理由 委託取引注文については、次の理由により東京証券取引所に取り次ぐこととといたします。 ＰＴＳを含め複数の金融商品取引市場等から最良気配を比較し、より価格を重視することはお客様にとって最良の執行となり得ると考えられます。当社でこのような執行をするためにはシステム開発等を行う必要がありますが、システム開発を行うことによりお客様にお支払いいただく手数料等の値上げも考えられます。 システム開発等に伴う費用等について精査した結果、お客様にとっては、複数の金融商品取引所市場等から最良気配を比較することによる価格改善効果よりも、手数料等を値上げした場合の影響が大きいと考えられるため、ＰＴＳへの取次ぎを含む取引所外売買の取扱い及び複数の国内の取引所金融商品市場売買の取扱いをせず、流動性、取引のスピード等の面で優れていると考えられる、東京証券取引所に取次ぐことが最も合理的であると判断いたしました。 ４．その他 (1)次に掲げる取引については、２．に掲げる方法によらず、それぞれ次に掲げる方法により執行いたします。 ①当社店頭における取引所外売買（当社との相対取引）での執行は、国内株式店頭取引サービス取扱規約において特定している執行方法により執行いたします。 ②つみたて投資等、取引約款等において執行方法を特定している取引は、当該執行方法により執行いたします。 (2)システム障害等（当社システム及び東京証券取引所システム等）により、やむを得ず、最良執行方針に基づいて選択する方法とは異なる方法により執行する場合がございます。その場合でも、その時点で最良の条件で執行するよう努めます。	やかに東京証券取引所に取り次ぎます。 ＰＴＳ（私設取引システム）への取次ぎは行いません。 東京証券取引所の売買立会時間外に受注した委託注文については、東京証券取引所における売買立会が再開された後に取り次ぐこととといたします。 ３．当該方法を選択する理由 東京証券取引所は多くの投資家の需要が集中しており、流動性、取引のスピード等の面で優れていると考えられ、ここで執行することがお客様にとって最も合理的であると判断されるからです。 ４．その他 (1)国内株式店頭取引については、２．に掲げる方法によらず、国内株式店頭取引サービス取扱規約において特定している執行方法により執行いたします。 （新設） （新設） (2) システム障害等により、やむを得ず、最良執行方針に基づいて選択する方法とは異なる方法により執行する場合がございます。その場合でも、その時点で最良の条件で執行するよう努めます。

最良執行義務は、価格のみならず、例えば、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行する義務となります。 *したがって、価格のみに着目して事後的に最良でなかったとしても、それのみをもって最良執行義務の違反には必ずしもならないことをご了承ください。*	*最良執行義務は、価格のみならず、例えば、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行する義務となります。* *したがって、価格のみに着目して事後的に最良でなかったとしても、それのみをもって最良執行義務の違反には必ずしもなりません。*

以上